

4 入園(転園)申込み・ながれについて

入園(転園)申込みについて(郵送・ファクシミリ不可)

必要書類(32～34ページ)などをよくご確認のうえ、**窓口にお申込みください。**

※必要書類の確認や保育状況等の聞き取り等を窓口で行います。

※申込み時に不足の書類がある場合は、申込締切日までに入園担当に届いていないと選考対象になりません。なお、郵便事故等による書類の不着の責任は負いかねます。

※申込み後に状況が変わった場合は、必ず「申込内容変更・取下届」を提出してください(35ページ)。提出されていなかった場合、入園内定や決定を取り消すことがあります。

※世田谷区以外の保育園等を申込む場合は、取扱いが異なりますので、事前に各区市町村にご確認ください(30ページ、56ページ問10)。

※**虚偽の申込みをした場合は、入園内定や決定を取消します。**

※松沢保育園医療的ケア児の受入および居宅訪問型保育の申込みについては41ページをご覧ください。

* 「入園申込みについてのよくある質問」(55～58ページ)もご覧ください。

保育園等空き情報 ⇒ 毎月5日、20日に更新(4月～10月)

※休日等により若干の変更もあります。

30年4月入園可能数の掲載 ⇒ 10月27日～

園ごとの申込者数の掲載 ⇒ 1回目 11月22日～/2回目 12月27日～

※世田谷区ホームページのほか、せたがや子育て応援アプリ(82ページ参照)でも確認できます。

世田谷区ホームページ <http://www.city.setagaya.lg.jp/>

申込みに必要な用紙類は、世田谷区ホームページからダウンロードできます。

くらしのガイド ▶ 子ども・教育

保 育 ▶ 保育園の申込み等について

入園(転園)の申込み(郵送・ファクシミリ不可)

※「申込内容変更・取下届」については [申込み内容の変更](#)

※ 延長保育については [延長保育の申込み](#)

※区内の方が区外の保育園等の申込みをする場合、区外の方が区内の保育園等の申込みをする場合は、必ず [区外の保育園等への申込み・区外からの保育園等の申込み](#) をご確認ください。

●申込み～入園(転園)のながれ

- * 申込締切日は入園希望月の前月10日です。また、土・日曜、祝日の場合、申込締切日が異なりますのでご注意ください。(42ページ参照)
- * 12～4月入園の申込締切日は別日程になります。ご注意ください。
 - 平成29年12月入園 ⇒ 平成29年11月2日(木)
 - 平成30年1月入園 ⇒ 平成29年11月8日(水)
 - 平成30年2月入園 ⇒ 平成29年11月14日(火)
 - 平成30年3月入園 ⇒ 実施しません
 - 平成30年4月入園(一次) ⇒ 平成29年11月30日(木)
 - 平成30年4月入園(二次) ⇒ 平成30年2月9日(金)
- * 二次選考は、一次選考の辞退等により、空きができた分と指定された私立園等の0歳児クラス各1名分の選考を行います。12月1日以降に出生の場合は55ページ問2を参照してください。

申込み

支給認定の申請や入園の申込みは、お住まいの地域の各総合支所生活支援課で受け付けます。※表紙参照

世田谷区内にお住まいの方

区内の保育園等の申込み(希望保育園は第30希望までです)

➔ お住まいの地域を担当する各総合支所生活支援課の窓口にお申込みください。

区外の保育園等の申込み

➔ 事前に希望の各区市町村に申込の可否、申込締切日、必要書類をご確認のうえ、世田谷区の窓口(お住まいの地域を担当する各総合支所生活支援課)に各自治体の締切日の一週間前までを目安にお申込みください。(世田谷区とは申込締切日・必要書類が異なります) 年齢等によっては受入れを制限している場合がありますので、必ずご確認ください。 選考結果は、お申込みした世田谷区からお知らせします。

世田谷区外にお住まいの方

※56ページ問11を参照してください。

区内の保育園等の申込み(希望保育園は第30希望までです)

➔ 現在お住まいの区市町村にお申込みください。必要書類等は、世田谷区(保育認定・調整課入園担当)にお問合わせください。

世田谷区へ転入後は、入園の可否にかかわらず、世田谷区の窓口(お住まいの地域を担当する各総合支所生活支援課)で改めてお申込みください。世田谷区所定の入園申込み様式での提出が必要になります。

世田谷区に転入予定の方が内定した場合、①入園月の前月までに世田谷区に転入すること、②入園月の1日(1日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに世田谷区での入園申込みをすることが必要です。①②のどちらかでも欠けた場合は、内定取消になります。

※4月選考の場合、世田谷区に転入を予定されていない方は、以下の取扱いになります。

- ① 3～5歳児クラスは、4月二次選考から対象になります。(ただし、在勤者の場合は、一次選考から対象になります。)
- ② 0～2歳児クラスは、5月選考から対象になります。

- 申込書類は保育認定・調整課入園担当に送付され、審査・支給認定・選考を行います。
- 選考結果は、お申込みした自治体からお知らせします。

書類審査・調査ほか

- * 提出された書類を点検し、不明な点については電話等により調査を行います。
- * お子さんの状況によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合があります。なお、記載された事項を当該施設および事業者へ情報提供させていただく場合があります。

選考

- * 保育の利用基準(44ページ)に該当する入園(転園)希望者が、保育園等の定員を超えた場合には、入園選考(利用調整)が行われます。
- * 入園選考(利用調整)では、申込書や書類の内容に基づき選考指数(利用基準指数と調整基準指数の合計)を確定し、指数(保育の必要性)の高い方から内定します。
- * 同一指数となった場合は、「同一指数世帯の優先順位」(46ページ)をもとに選考します。



支給認定証の交付

- * 入園担当から支給認定証が交付されます。
- * 支給認定証が届いても、お申込みされた施設および事業の利用が決定したわけではありません。



入園内定

- * 内定した方には、入園前月下旬に保育園等から電話でご連絡します。
- * 平成30年4月入園(一次)の選考結果は、2月1日までに届くように文書で通知します。
- * 二次選考については、2月下旬に内定した方のみ保育園から電話でご連絡します。



内定しなかった場合(42ページ参照)

- * 申込有効期間中に希望園に空きができた場合、選考を行います。
- * 最初の入園希望月についてのみ、「入園(転園)待機通知書」をお送りします。ただし、内定を辞退した方は除きます。



面接・健康診断

- * 内定後、集団保育が可能か保育園等で面接・健康診断を行います。
- * 入園前月末日までに、面接・健康診断が受けられない場合や、面接・健康診断の結果によっては内定が取消しとなることがあります。
- * お子さんの状況によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合があります。なお、記載された事項を当該施設および事業者へ情報提供させていただく場合があります。



入園決定

- * 集団生活が可能と認められたときは入園を決定します。
- * 入園承諾書により保育の利用期間、保育料などをお知らせします。
- * 保育園・区立認定こども園以外は、利用される方と入園する施設・事業所で利用契約書の取り交わしが必要です。
契約書の取り交わしについては、入園決定した施設・事業所へお尋ねください。



入園

- * 毎月1日付です。
- * 月途中での入園・転園はできません。

ご注意ください!

申込時の状況を常態として入園選考を行うため、申込みから卒園まで同一の状況が継続していない場合は、入園取消(退園)となる場合があります。

5 申込手続きに必要な書類 (世田谷区の保育園等に申込みの場合)

ご提出いただきました書類はお返しできません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをおとりください。
虚偽の記載、鉛筆や消せるボールペンで記入されたもの、スタンプ浸透印(シャチハタ等)を使用したものは無効です。

- ① は既に支給認定を受けている場合は必要ありません。(59 ページ問 3 をご覧ください。)
② ④ は全員必要です。 ③ ⑤ ⑥ ⑦ は該当する方のみ提出してください。

- ① **支給認定申請書(2号・3号認定用)** ※押印が必要です。
※マイナンバーの記載が必要です。(34 ページをご覧ください)

- ② **保育所等入園(転園)申込書** 1 通 (2 人以上の申込みの場合も申込書は 1 通で可)
※私立認定こども園(保育認定枠)と地域型保育事業を希望し、内定した場合は、施設と利用者との直接契約となります。そのため、ご提出いただいた「保育所等入園(転園)申込書」の内容は、園または運営法人に申込んだものとみなし、区から園または運営法人に提供しますので、予めご了承ください。

- ③ **区立保育園延長保育申込書** (47 ページをご覧ください。)
区立保育園の延長保育(月ぎめ利用)が必要な方は提出してください。

- ④ **保育を必要とする状況を証明するための書類** (要件確認資料) ※父母ともに必要(複数可)

右表の中から該当するものを添付してください

必要書類	勤務(予定)証明書(★)	就労状況(予定)申告書(★)	(実績)スケジュール表	医師の診断書	身体障害者手帳等の写し	母子健康手帳の写し	就学状況申告書(★)・在学証明書・時間割など	添付書類等	介護状況申告書(★)・介護に関する添付書類等
保育要件									
外 勤(内定含む)	○		△						
自営業等(予定含む)		○	△						
内 職		○	△						
出 産						○			
疾 病 等				○					
障 害 等					○				
介 護 等				△	△				○
就 学(予定含む)			△				○		
求 職									

- ※「勤務(予定)証明書」・「医師の診断書」・「在学証明書」は、提出日の直近3か月以内に証明されたものを提出してください。
- ※ お子さんや同居の祖父母、親族等の状況などにより、上記以外にも必要な書類が生じることがあります。
- ※ △印⇒必要に応じて提出していただきます。
- ※ 保護者または保護者の三親等内の親族が事業を営んでいる場合は、自営業の扱いとなりますので就労状況(予定)申告書を提出してください。
- ※ 自営業等、日・週・月ごとに不規則な就労形態の場合は、具体的な就労の内容・時間(始まりと終わりの時間)・場所等がわかるスケジュール表(過去3か月程度の実績)を提出してください。
- ※ 就学は学生証(写)、就学時間のわかる時間割、カリキュラムなどを提出してください。
- ※ 「求職中」、「就労内定」の方が就労を開始したときは、そのことを証明する書類を追加提出してください。
- ※ 疾病等の必要書類となる「医師の診断書」には、保育できないことの明記が必要です。
- ※ 介護に関する添付書類とは、介護度のわかる介護保険被保険者証やケアプランなどです。
介護等の要件確認資料として提出してください。
- ※ ★印⇒世田谷区所定の用紙を使用してください。
- ※ 外勤の方が、雇用保険に加入しておらず、育児休業を取得している場合は、「育児・介護休業取扱通知書の写し」が必要です。
- ※ 自営業の扱いの方が、雇用保険に加入しており、育児休業を取得している場合は、「育児休業給付金支給決定通知書の写し」が必要です。
- ※ 育児休業中の方は、36 ページもご確認ください。

5 保育料を決定するための税書類 ※父母ともに必要

世田谷区で住民税が課税されていない方は下表のいずれかを提出してください(コピー可)。

※保育料を決定するための書類が提出されない場合、選考で不利になる場合があります。
税額が確認できない場合は、保育料の決定において最高階層になります。

- ★30年8月までの入園希望で世田谷区で29年度の住民税が課税されていない方
(例：29年1月1日現在、世田谷区に住民登録がない方、未申告(所得税または住民税)の方)

平成29年度「住民税課税証明書(控除額等が省略されていないもの)」または「住民税決定(納税)通知書」※29年1月1日現在の住所地発行のもの

※税未申告の方は、申告の上、住民税課税(非課税)証明書を提出してください。

※平成28年中に日本国外で収入があった方は、国外での収入および控除等が分かる書類を添付してください。

※配偶者控除の対象となっている方は、父または母の税情報で確認しますので、税書類の提出および税申告は不要です。

- ★30年9月からの入園希望で世田谷区で30年度の住民税が課税されていない方
(例：30年1月1日現在、世田谷区に住民登録がない方、未申告(所得税または住民税)の方)

平成30年度「住民税課税証明書(控除額等が省略されていないもの)」または「住民税決定(納税)通知書」※30年1月1日現在の住所地発行のもの

※税未申告の方は、申告の上、住民税課税(非課税)証明書を提出してください。

※平成29年中に日本国外で収入があった方は、国外での収入および控除等が分かる書類を添付してください。

※配偶者控除の対象となっている方は、父または母の税情報で確認しますので、税書類の提出および税申告は不要です。

6 受託証明書 ※提出日の直近3か月以内に証明されたもの

申込児を認可外保育施設等(保育室、保育ママ、認証保育所、別居親族、幼稚園、ベビーシッター、祖父母、友人など)に預けている場合に提出してください。

複数の施設等に預けている方は、それぞれの受託証明書を提出してください。

これから預ける方は、預け始めてから提出してください。

※ベビーシッター等在宅保育サービス資格保有者に委託している場合は、「認可外保育施設設置届」の写しを添付してください。

7 世田谷区転入を証明するための書類

世田谷区に転入予定の方は、「転入に関する申立書」をご提出ください。また、世田谷区への転入を証明する資料として「契約期日の記載がある、家の賃貸借契約書の写し」や、「引渡日の記載がある売買契約書の写し」も提出してください。入園月の前月までに転入することが確認できる場合に限り、世田谷区民として選考します。

◆保育園等の入園申込み手続きには、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、保育園等の入園を希望する方は、申込み手続きに必要な書類の一つである「支給認定申請書」に、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。

「支給認定申請書」を提出の際は、マイナンバーを記載していただくとともに、「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、次の書類を窓口にご持参いただきますようお願いいたします。

●マイナンバーを記載する申請書と記載が必要な方

マイナンバーを記載する申請書	マイナンバーの記載を必要とする方
支給認定申請書	・申請者(保護者)・保護者の配偶者(父母) ・利用を希望する児童(申込児) ・父母以外の方が家計の主宰者となる場合には、家計の主宰者

●ご持参いただくもの(「番号確認」と「本人確認」の書類)

1. 「番号確認」に必要な書類…申請者(保護者)の方のもの

申請者(保護者)については、下記①または②のいずれかについて「窓口での提示」または「当該書類の写しを提出」。配偶者については、下記①②のいずれかの「当該書類の写しを提出」。

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)
- ② 通知カード

※提示や提出が困難な場合には、お問合わせください。

2. 「本人確認」に必要な書類…申請者(保護者)または代理で申請にいらした方のも

申請者(保護者)または代理でいらした方の書類等で、下記①または②のいずれかについて「窓口での提示」または「当該書類の写しを提出」。

① 以下のいずれかの場合には **1点**

官公署発行の写真つきの証明書(有効期限内の運転免許証、有効期限内の日本国発行のパスポート、マイナンバーカード、外国籍の方の在留カードまたは特別永住者証明書)
その他の官公署発行で写真付の「氏名」+「生年月日または住所」が記載されているもの

② 以下のいずれかの場合には **2点以上**

公的医療保険の被保険者証(健康保険証<社会保険含む>、介護保険証、後期高齢者医療証等)、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
その他の官公署発行で「氏名」+「生年月日または住所」が記載されているもの、公共料金領収証(電気・ガス・水道・電話)など

※提示や提出が困難な場合には、お問合わせください。

●保育認定・調整課 入園担当 ☎ 5432-1200

6 申込内容の変更

※申込有効期間内に、以下の変更があった場合は、「**申込内容変更・取下届**」を毎月の申込締切日まで
に保育認定・調整課入園担当または各総合支所生活支援課に必ず提出してください(郵送可)。

※提出をされていなかった場合、入園内定や決定を取消すことがあります。

① **連絡先** ⇒ 住所、電話番号など

- ・世田谷区から転出した場合、申込内容変更・取下届を提出してください。転出後も世田谷区の保育園等を希望する場合は、新しくお住まいの区市町村にご相談ください。
- ・入園内定後に転出した場合、選考を見直し、内定に至らない場合は内定取消となります。

② **勤務状況** ⇒ 退職、勤務先の変更、勤務(就労)日数・時間の変更、求職・就労内定からの変更(退職以外の変更は、「**勤務証明書**」を添付してください)

「勤務証明書」について

- ・証明日が採用年月日より前の日付の「勤務証明書」は、勤務予定の扱いとしますので、指数も就労内定(就労中より低い)を適用します。
- ・就労を開始されてから、採用日以降に証明された「勤務証明書」を改めて提出してください。

③ **家庭状況** ⇒ 出産(産休・育休取得)予定、婚姻、離婚、離婚前提の別居開始など

④ **受託状況** ⇒ 申込児を預け始めた(保育室、保育ママ、認証保育所、別居親族、幼稚園、ベビーシッター、祖父母、友人など)

⇒ 預ける日数・時間の変更など

(「**受託証明書**」を添付してください)

⑤ **申込理由や入園(延長(月ぎめ)・転園を含む)の意思がなくなった**

⑥ **希望保育園等の変更** ⇒ 改めて第1希望から記載してください。
保育園等の希望は第30希望までです。

7 保育の利用期間

保育の利用期間は、お子さんが小学校に入学する年齢に達する年の3月末日までのうち保護者が希望する期間としますが、次の場合はそれぞれ別の保育の利用期間が設定されます。

(1) 求 職……3か月以内

(2) 就労内定・開業予定……1か月以内

(3) 妊 娠 ・ 出 産……出産予定月とその前後各2か月以内(最長5か月間)

(4) 疾病、介護、災害……各事由が終了するまでの期間

(5) 就 学……在学期間

(6) 休 園……保護者の出張、里帰り出産、お子さんの疾病等による休園は2か月まで

(7) 1年を超える育児休業……1年を超えて引き続き育児休業(育児・介護休業法による)を取得する場合は、生まれたお子さんが満1歳を超える時点で、引き続き育児休業を取得する場合に、上のお子さんが2歳児クラス以下のときは、その年度末まで

- ・「求職中」要件で保育園等に入園した場合、お子さんの入園期間は3か月です。この間に就職(内定)し、勤務(予定)証明書を提出した場合は、入園期間が延長されます(最長就学前まで)。
- ・入園決定後、入園月以前に退職した場合や、入園直後に退職した場合は選考条件と異なるため、求職3か月は適用されません。

～ 育児休業中の方へ ～

入園選考(利用調整)における育児休業とは「育児・介護休業法」に基づくものを指します。

※①保育の利用基準(44ページ)の細目が外勤の方、②自営業の扱いで、雇用保険に加入している方のみが対象となります。

①の方については、雇用保険に加入していない場合、申込み時の添付書類として「育児・介護休業取扱通知書の写し」が必要です。

②の方については、申込み時の添付書類として「育児休業給付金支給決定通知書の写し」が必要です。

○ 育児休業中は、選考対象になりません

育児休業は、お子さんの育児のためにその期間の休業が認められている制度です。

育児休業期間中は、保育の必要性の要件にあたらなため、入園月の月末(最終開園日)時点で育児休業を取得している場合は、選考対象になりません。

復職する月から、選考対象になります。入園希望月の締切日にご注意ください。

○ 育児休業を短縮して復職する場合は申込可能です

保育園等に入園できた場合、育児休業を切り上げて、入園月から復職する場合は申込み可能です。

申込時に、育児休業期間および短縮可能である旨の記載された「勤務証明書」の提出が必要です。

入園決定後に、勤務を開始したことがわかる「復職証明書」の提出が必要です。

○ 兄弟姉妹の育児休業中の場合も、復職が必要です

申込みのお子さんやその兄弟姉妹の育児休業であることを問わず、入園に際しては復職が条件です。

復職しない場合は、入園できません。

「復職」 について ご注意ください!

育児休業の承認を受けた会社で職場復帰し仕事に就くことを復職とするため、育児休業中または育児休業終了後に勤務先を退職(転職含む)した場合や、育児休業を取得した勤務先に復職したことが確認できない場合は、内定取消または退園になります。

※育児休業を取得していた会社に育休取得前と同じ勤務での復職が必要です。

※復職とは、入園した保育園等の開園日に実際に勤務することを指します。有給休暇等を取得することにより、実際に勤務に復帰しない場合は復職とは認められません。

※転職は認められません。雇用形態が変わった場合も選考を見直し、内定に至らない場合は、内定(入園)取消となります。

～上のお子さんの在園について～

生まれたお子さんが満1歳を超える時点で、引き続き育児休業を取得する場合は、上のお子さんが2歳児クラス以下のときは、その年度末まで在園できます。

(※3歳児クラス以上のときは、継続して在園できます) 58ページ問18参照

保育園等に入園できず育児休業を延長される場合の育児休業給付金の申請に必要な書類につきましては、勤務先またはハローワークにお問合わせください。

～ 復職証明書について ～

※復職とは、入園した保育園等の開園日に実際に勤務することを指します。

- ・入園した月に復職をしなかった場合は、内定取消または退園になります。
- ※ **復職証明書** は、入園決定後、保育園等での面接時にお渡ししますので、復職後2週間以内に入園担当または保育園等へ提出してください。期限までに提出できない場合は、月末で退園となる場合があります。
- ※ **復職証明書** は、世田谷区ホームページからダウンロードできます。

～ 派遣労働の方で育児休業を取得している方へ ～

- ・派遣元の変更は転職とみなし、内定取消(退園)となります。また、育児休業前の勤務時間・日数と同等以上の派遣先に復帰できない場合は、内定取消(退園)となります。

～ 育児短時間勤務の取得について ～

「育児時間・育児短時間勤務制度等」の取得により勤務時間等が短くなる予定の方(既に取得中の方を含む)は、以下の①、②のどちらかに該当する場合(勤務証明書に該当する記載がある場合を含む)、短縮後の勤務時間、日数により選考します。

- ① 週の勤務日数が減少する。
- ② 5歳児クラスになっても短縮勤務を取得する。(4歳児クラスの年度末<3月31日>までに短縮勤務を終了しない)

入園後も、①、②のどちらかに該当する場合は入園時に戻って再選考となり、内定できない状況の場合は退園になります。

育児時間・育児短時間勤務	保育の利用基準
週の勤務日数が減少する場合(①)	短縮後の勤務時間、日数で選考します
5歳児クラスになっても短縮勤務を取得する場合(②)	
4歳児クラスの年度末までに短縮勤務を終了する場合	短縮前の勤務時間、日数で選考します

入園申込書4面 育児時間・育児短時間勤務を取得する「予定」欄の『いいえ』または『未定』にチェックされた方へ

* 内定後、育児短時間勤務時間と週の勤務日数を記載した **勤務証明書** または **復職証明書** の提出が必要です。

以下①、②のどちらかに該当する場合は選考時点での指数と異なる状況となるため、証明書を提出された月で入園取消(退園)となる場合があります。

- ① 週の勤務日数が減少する。
- ② 5歳児クラスになっても短縮勤務を取得する。(4歳児クラスの年度末<3月31日>までに短縮勤務を終了しない)

* クラス年齢は、82ページ「平成30年度クラス編成表」をご覧ください。

～ 入園(希望)月に産休を取得する方へ ～

入園(希望)月中に産休を取得する場合や、産休後、引き続き育児休業を取得する場合は、申込書または申込内容変更・取下届での届出が必要です。届出がなく、内定後にその事実が判明した場合、選考を見直し、内定に至らない場合は、内定取消となります。

～ 転園申込の方へ ～

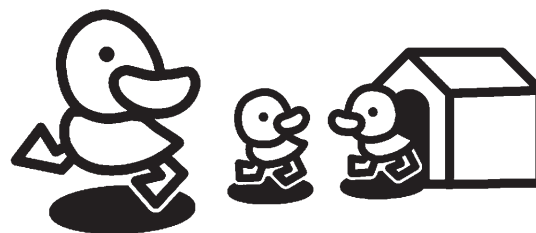
ご注意
ください!

- * 転園が内定すると、在籍している保育園等は退園になります。
- * 転園の内定を辞退しても、在籍している園に戻る（継続して在園する）ことはできません。
- * 転園申込の有効期間内に空きができれば選考を行いますので、転園の意思がなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。

※ 選考は新規入園の方と同時に行います（転園は入園申込時より調整基準の指数が低くなる場合があります）。保育の調整基準（45ページ）をご確認ください。

※ 転園（区内園から区内園の転園に限ります）の申込みは、必要書類がすべて揃っている場合に限り、在園中の保育園等でも受け付けます。

※ 育児休業中の転園申込は可能ですが、区民、在勤者の選考後に希望園に空きがある場合のみ選考対象になります。



●区立松沢保育園における医療的ケア児の受入について

平成30年4月から、区立松沢保育園では、医療的ケアが必要で、かつ集団保育が可能なお子さんを対象に、医療的ケア児受入枠(定員1名)を設け、預かりを開始します。

1 対象となるお子さん

保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、かつ、入園にあたっての受入要件を満たした上で、保育園での集団保育が可能と判断され、日々、登園できる1歳児クラス以上のお子さん

【安全にお子さんをお預かりするための受入要件】

- ①病状や健康状態が安定しており、悪化が予測されるような基礎的疾患や慢性的な感染症がないこと。
- ②日常的に保護者が自宅等で行っている医療的ケアが確立しており、事故や感染症が起こる可能性が低いこと。
- ③お子さんの病状や医療的ケアに関する情報が保護者と保育園の間に十分に共有でき、必要に応じて主治医からの情報を受けることができること。

2 対応できる医療的ケア

- (1) たんの吸引(口鼻腔・気管カニューレ・経鼻エアウェイ)、定時の薬液吸入
- (2) 気管切開部の管理
- (3) 経管栄養・管理(鼻腔留置チューブ・胃ろう・腸ろう)
- (4) 定時の導尿
- (5) 酸素管理(酸素流量などの確認)

3 申込み要件(資格)

- (1) 保育の必要性認定を受けること
 - (2) 集団保育が可能であると認められること
- ※(2)については、入園前相談、障害児等保育実施会議の意見・助言等に基づき区で判断します。

4 保育を行う日・時間

区立保育園の開所日および開所時間に準じます(10ページをご覧ください)。

5 利用者負担額(保育料)

保育料は認可保育園等と同様に、お子さんのクラス年齢およびそれぞれの世帯の住民税の所得割課税額により決定します。(53ページをご覧ください)。

6 申込みにあたっての注意事項

※医療的ケアの実施については、内定後、保護者からの申請に基づき、集団の中で安全に保育が実施できるか確認を行い、区長が決定します。入園後は、年度ごとに更新のための確認を行います。そのため、お子さんの健康状態によっては、申請された医療的ケアをお受けできない場合もあります。

※体調に応じて医療的ケアの内容を変えることや注入量を変更すること、体調で薬液を吸入するなどの対応はできません。

※医療的ケアは、看護師が実施します。

※必要な医療機材・衛生用品等の用意および管理は、保護者に行っていただきます。

※保育園での療育等は、行いません。

※与薬および食物アレルギー対応は、区立保育園の基準に従って実施します。

●居宅訪問型保育事業について

居宅訪問型保育事業は、医療的ケアが必要な乳幼児の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行うもので、平成27年度より新たに区市町村の認可事業として位置づけられた地域型保育事業の一つです。

世田谷区は、平成29年3月より、居宅訪問型保育事業を開始しています。

居宅訪問型保育事業では、日中、重症心身障害児施設等と連携しながら、長時間の預かりを行います。

1 対象となるお子さん

保育の必要性があり、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められ、申込み要件(資格)を満たし、運営事業者との面談において預かりが可能と判断されたお子さん

2 対応できる医療的ケア

たんの吸引、経管栄養(経口栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう)

※詳細は運営事業者にお問合わせください。

3 申込み要件(資格)

(1) 世田谷区在住で、保育の必要性認定(保育短時間認定)を受けること

(2) 集団保育が著しく困難であると認められること

※(2)については、入園前相談、障害児等保育実施会議の意見・助言等に基づき区で判断します。

4 保育を行う日

月曜日から金曜日(土・日・祝日および年末年始は休み)

※詳細は運営事業者にお問合わせください。

5 利用者負担額(保育料)

保育料は認可保育園等と同様に、お子さんのクラス年齢およびそれぞれの世帯の住民税の所得割課税額により決定します。また、保育料のほかに保育者の交通費実費等がかかります。

※詳細は運営事業者にお問合わせください。これらは、事業者に直接お支払いいただきます。

6 運営事業者

事業名称	運営法人および連絡先	保育開始年齢(原則)	保育時間
障害児訪問保育アニー	特定非営利活動法人フローレンス ☎ 5275-1161	満1歳以上	午前8時から午後6時のうち 最長8時間
ほわわびじっと1	社会福祉法人むそう ☎ 6805-6470	生後57日から	午前9時から午後5時

※保育開始年齢や保育時間について、詳細は運営事業者にお問合わせください。

7 申込みにあたっての注意事項

※ 通常の保育との併願はできませんのでご注意ください。

※ 延長保育は行っておりません。

※ 給食の提供はありません。お子さんの食事・おやつ等をご家庭でご用意ください。

●区立松沢保育園医療的ケア児の受入および居宅訪問型保育の申込みについて

1 利用申込について

事前に電話で保育認定・調整課入園担当までご相談のうえ、利用申込みをしてください。申込書類は電話相談受付後に郵送配布いたします。なお、申込締切日は、保育園等の申込みと同様となりますので、入園をご希望される方はお早めにご連絡ください。

申込書類の提出後は以下の流れとなります。

①「入園前相談(面談、聞き取り)等」

申込者(保護者とお子さん)を対象に、保育課および保育認定・調整課にて、面談および聞き取り等による入園前相談をします。なお、必要に応じて、医師による検診等を行う場合があります。

②「対象児の決定(集団保育の可否についての判断)」

区は、障害児等保育実施会議の意見、助言に基づき、対象児を決定します。

③「利用調整(内定者の決定)」

区は、対象児が定員を超える場合は、保育の必要性に基づく利用調整を実施し、(1)区立松沢保育園医療的ケア児枠および(2)居宅訪問型保育事業の内定者の決定を行い、結果を通知します。

(1)区立松沢保育園医療的ケア児枠の場合

④「面接、健康診断」

「区立保育園での医療的ケア実施申請書」、「医療的ケア指示書(主治医記載)」を区に提出いただき、指定保育園での面接、嘱託医による健康診断を行います。

⑤「入園決定」

区は区立松沢保育園の受入れにあたっての医療的ケアの実施内容について決定し、その内容について保護者同意のうえ、入園を決定します。

⑥「入園後」

集団保育の中で安全に医療的ケアを実施することを目的に、保護者同伴での保育や短時間での保育を実施する期間を設けます。

その期間中は、お子さんが保育園での生活に慣れ、看護師等が健康状態を把握するために、保護者が実施している医療的ケアの様子も併せて確認させていただきます。

その期間は1～2か月程度を想定していますが、お子さんの体調や登園状況等によっては、期間が延長する場合がありますので、ご承知おきください。

通常保育の開始時期については、集団保育の中で安全なお預かりができると確認ができた後にご連絡します。

(2)居宅訪問型保育事業の場合

④「契約・利用開始」

内定者は、事業者と面談を行い、受入可能であれば契約の上、利用を開始します。

2 お問合わせ先

1 入園・申込みの方法などについて

保育認定・調整課 入園担当 ☎ 5432-1200 Fax 5432-1506

2 区立松沢保育園における医療的ケアについて

(1)区立松沢保育園について

保育課 教育・保育施設担当(区立保育園班) ☎ 5432-2319 Fax 5432-3018

(2)区立保育園における医療的ケアについて

保育課 教育・保育施設担当(育成支援班) ☎ 5432-2322 Fax 5432-3018

3 居宅訪問型保育事業について

保育課 教育・保育施設担当(私立認可施設・事業班) ☎ 5432-2335 Fax 5432-3018

8 入園(転園)できなかった方は

- * 保育園等の定員に空きがなく入園(転園)できなかった方には、最初の入園希望月についてのみ前月の月末までに「入園(転園)待機通知書」をお送りいたします。
- * 入園希望月の翌月以降、入園選考(利用調整)結果の連絡は、入園が内定された方のみ電話で行います。
- * **申込書の有効期間は、申込みをした日から6か月間です。**下記<申込有効期間>を参照してください。(ただし、出産要件での申込みの場合は、出産要件の期間終了をもって申込みは無効になります)
- * 有効期間内に希望する保育園等に空きができた場合は、選考の対象になります。
- * 希望の保育園等を追加・変更する場合は「申込内容変更・取下届」を提出してください。
- * 申込有効期間内に入園(転園)の必要がなくなったり、家庭状況等が変わった場合も必ず「申込内容変更・取下届」を提出してください。
- * 6か月の間に内定せず、引き続き入園を希望する場合は、**改めて必要書類を揃えて窓口にてお申込みください。**
- * **申込有効期間が終了したときのご連絡は行いません。**
- * 申込有効期間内に再申込みされた場合、前の申込みは無効になります。12月～4月入園の申込締切日は例月と異なりますので、ご注意ください。
- * 世田谷区外の保育園等を申込んでいる場合は、有効期間が異なりますので、事前に必ず各区市町村にご確認ください(最長で世田谷区の有効期間です)。

<申込締切日>

入園希望月	申込締切日
平成29年10月1日	平成29年9月11日
平成29年11月1日	平成29年10月10日
平成29年12月1日	平成29年11月2日
平成30年1月1日	平成29年11月8日
平成30年2月1日	平成29年11月14日
平成30年3月1日	3月選考は行いません
平成30年4月1日(一次)	平成29年11月30日
平成30年4月1日(二次)	平成30年2月9日
平成30年5月1日	平成30年4月10日
平成30年6月1日	平成30年5月10日
平成30年7月1日	平成30年6月8日
平成30年8月1日	平成30年7月10日
平成30年9月1日	平成30年8月10日

<申込有効期間>

申込みをした日	申込みが有効な入園年月日
平成29年9月2日～10月1日	平成30年4月1日
平成29年10月2日～11月1日	平成30年5月1日
平成29年11月2日～12月1日	平成30年6月1日
平成29年12月2日～平成30年1月1日	平成30年7月1日
平成30年1月2日～2月1日	平成30年8月1日
平成30年2月2日～3月1日	平成30年9月1日
平成30年3月2日～4月1日	平成30年10月1日
平成30年4月2日～5月1日	平成30年11月1日
平成30年5月2日～6月1日	平成30年12月1日
平成30年6月2日～7月1日	平成31年1月1日
平成30年7月2日～8月1日	平成31年2月1日
平成30年8月2日～9月1日	平成31年2月1日

- * **太枠内**は締切日が早くなっていますので、ご注意ください。

MEMO

